

入所施設における虐待に関する法的課題 知的障害のある人の人権保障に着目して

○愛媛大学 鈴木 静 (会員番号 3349)

キーワード3つ：虐待、障害のある人の権利条約、知的障害

1. 研究目的

2016年に発生した津久井やまゆり園殺傷事件を契機として、知的障害のある人の人権を保障するための法的課題を明らかにし、その克服を目指す調査研究を進めている(注)。本報告は、入所施設内での虐待に関する法的検討を行うものである。入所施設において、(1)そもそも障害のある人が、なぜ施設入所するのかを問う必要がある。(2)そうはいつでも実際には、入所施設が存在し、虐待件数は右肩上がりに増えており、有資格(を前提にした)専門職による深刻な虐待事件が引き続き現状が存在する。以上2点を問題意識として、再発防止のため、現行の虐待防止及び虐待発生後の体制について法的検討を行う。その際、障害のある人の権利条約(以下、「権利条約」という。)および第1回日本政府総括所見の指摘および国際条約から示唆を得る。

2. 研究の視点および方法

本報告は、法律学—とりわけ社会保障法学の観点から「令和4年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)に基づき、虐待状況を分析した。また、権利条約および国連障害者権利委員会第1回日本政府総括所見の指摘も踏まえ、現行法の法的課題を検討する。

3. 倫理的配慮

本報告は、日本社会福祉学会「研究倫理規程」「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守して研究を進めた。なお、本研究に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

(1) 障害のある人がなぜ施設に入所するのかを問う

厚生労働省および大阪市調査から、とりわけ「知的障害者」は本人の意思ではなく、家族の支援状況を理由に入所している(内閣府『令和5年度障害者白書』2023年219頁、大阪市「令和4年度大阪市障がい者等基礎調査報告書、障がい者(児)基礎調査(施設入所者用)調査結果」2023年194頁)。

先行研究から、①知的障害は他の障害に比べて施設入所割合が高い、②施設に入所して

いなくても成人になった後も親や家族への経済的、ケアの依存度が低下しにくい、③終わらない「親役割」を求められる、④低所得世帯や貧困世帯の多さが明らかになっている。この深刻な生活実態にも関わらず、福祉サービス利用に至っていない。この「現状肯定」の背景には福祉政策が貧困なため選択肢が乏しいことや福祉サービスを利用することに対するスティグマ（偏見）が指摘されている（矢嶋里絵「知的障がい者の意思決定・自立・地域生活」社会保険法34号、2018年、10-27頁）。

（2）障害者虐待数及び虐待者の実態

2022（令和4）年度の「障害者福祉施設従事者等職員」による虐待相談・通報件数は4,104件、そのうち虐待判断件数は956件、被虐待者数は1,352人。通報者は、当該施設・事業所その他の職員に次ぎ、本人による届け出が多く16.0%である。虐待行為の類型（複数回答）は身体的虐待が52.0%と半数を超す。虐待が認められた施設・事業所の種別では、共同生活援助が26.4%と最も多く、生活の場で発生することが多い。被虐待者の特徴は、男性が63.6%を占め、障害種別（重複障害あり）では知的障害が72.6%をも占める。被虐待者のうち、行動障害がある者は33.5%にのぼる。虐待者は、男性が69.9%であり、職種は生活支援員が44.4%を占める（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「令和4年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」2023年）。

5. 考察

（1）そもそも障害のある人が自身の選択で「施設入所」していない現状がある。とりわけ知的障害のある人は家族へのケア依存度が高く、家族の意向によらざるをえない。権利条約は、ケアの必要性や家族環境により居住場所や居住形態を強制されることを権利侵害と捉え、財源を伴う法的枠組みや国家戦略を求めている。いまや人権保障は、理念にとどまらず具体化を求める時代に入っていることに留意すべきある。

（2）知的障害のある人への虐待数が際立つ。最大の課題は、障害者虐待防止法はじめ国内法が、虐待を基本的人権の侵害と捉える視点が脆弱であることである。重大な虐待事件については、被虐待者の生活環境を含めて検証する体制が不可欠であり、検証結果が生活環境の向上に資することが必要である。さらに、障害者福祉施設従事者等職員の有資格専門家の位置づけ、労働条件を見直す必要がある。豊かな水準と内容に発展をとげた障害のある人の人権保障を実現するため、ケアを提供する者（Caregivers）の人権保障も検討されなければならない。ILO看護職員条約を参考に、有資格専門職の労働条件を見直すべきである。

（注）本研究は、日本社会保障法学会第73回ミニシンポ「障害のある人の人権と家族・にない手の人権—津久井やまゆり園殺傷事件を契機に」（2018年5月）から続く調査研究の一環である。